

改正投資奨励法

第I編 総則

第1条 (改正) 目的

投資奨励法は、投資において政府からの利便性、迅速性、正当性、ならびに各種の保護を与え、投資家・政府・共同体・人民の権利と利益を保証し、経済の地域化・国際化を可能にし、グリーンで持続的な国家社会経済開発の拡大に資する国内外からの投資の奨励、管理に関する原則、規則、基準を規定するものである。

第2条 (改正) 投資奨励

投資奨励とは投資家がラオスにおいて事業を利便、迅速、透明、公正、合法的に実施することができるように、投資家に対して各種の優遇、環境、条件を付与することを意味する。

第3条 (改正) 用語説明

本法律にて使用される用語は以下の通りである。

1. 投資とは、ラオス国内にて事業を行うために投資家による有形・無形資本の投下を意味する。
2. 投資家とは、ラオス国内にて事業投資を行う国内外の個人、法人を意味する。
3. 外国投資家とは、ラオスに投資を行う外国の個人もしくは法人を意味する。
4. 国内投資家とは、ラオスの法律にもとづき事業登録を行うラオスもしくは外国の個人、法人を意味する。
5. 有形資本とは、通貨、動産、不動産を意味する。
6. 無形資本とは、知的財産、将来の収益、借用権、商標権、コンセッション費その他を意味する。
7. 投資家の財産とは、有形資本および無形資本で、投資家が所有権を有し、銀行融資の担保に使用できるものを意味する。
8. コンセッション契約とは、ラオスの法律や契約条件のもとで事業もしくはプロジェクト開発の権利の供与を行うために法人と政府から委任された政府機関との間で調印された契約を意味する。
9. MOUとは、プロジェクトの可能性調査を実施する権利を供与するために法人と政府から委任された政府機関との間で調印された合意覚書を意味する。
10. 直接生産に使用する車両とは、投資奨励管理委員会の輸入計画認可に従い、投資事業の実施において直接使用

する重機や車両を意味する。

11. 直接投資とは、資本を持ち込みビジネスに使用することで投資家が企業のオーナーとなり、関連する企業統治管理もしくは拡大を行うことを意味する。
12. 国内投資家による外国への投資とは、ラオスで登録される投資家の資本や財産を、合法的に外国へと投資することを意味する。
13. 政府営業日とは、ラオスのカレンダーの勤務日を意味する。
14. 地区管理委員とは、都や各県にて設立が許可された特別経済区の奨励と管理を目的に政府機関により設立される組織の一つを意味する。

第4条 (改正) 投資奨励における政府の政策

政府は、環境整備、各種の便宜条件の供与などの政策を策定することで国内外のあらゆる経済事業者の投資を奨励する。たとえば、インフラの建設、必要な情報の提供、税務上、労務の優遇の供与、土地利用権の供与、資本へのアクセス、平等の実施、および利用権、利益を受理する権利、相続権、譲渡権、その他法律が規定する権利の認知と保護を含む。政府は、あらゆるセクター、活動、全国の地域への投資を奨励する。ただし、国家の治安や持続性へ影響がある場合、現在や長期的に環境へ悪影響の大きい場合、住民の健康や国家の美しい文化へ懸念のある場合は除く。政府は、政府が重点化するセクターについては、適切な形で特別な優遇を供与する。これには別途規則を定める。

第5条 (改正) 投資奨励事業に関する原則

投資奨励事業は以下の原則に従い実施する。

1. 各期の政策、戦略、社会経済開発計画、セクター別・区別開発計画、社会経済拡大計画に従い、国民の生活向上をもたらす法律に則すること。
2. 全国統一的に政府による中心的な管理強化に沿うこと。
3. 政府、組織、国民、投資家の権利と利益を保護すること。
4. 効率的で合法的に利便、短縮、迅速、透明な投資ワンストップサービスを保証すること。
5. 公正なビジネス競争を保証すること。
6. 社会の治安維持、国家の美しい文化の拡大、天然資源の保全と利用、グリーンで持続的な効率性を保証すること。

第6条(改正) 法の適用範囲

本法は、ラオスにおいて投資とビジネスを行う国内外の個人もしくは法人の投資および、国内投資家の外国への投資に適用される。

第7条(改正) 国際協力

政府は、投資奨励と管理、マーケティング、商務、資本およびラオスが批准する条約や協定の実施において、知識、情報、技術、経験の交換による外国、地域、国際との投資奨励に関する提携協力を奨励する。

第II編 投資奨励、支援、保護

第1章 投資奨励優遇

第8条(改正) 投資奨励優遇

投資奨励優遇は以下のものがある

1. セクター別による奨励優遇
2. 地区別による奨励優遇
3. 税務、土地、その他の奨励優遇

第9条(改正) セクター別による奨励優遇 以下のセクターは奨励を受ける

1. ハイテク・近代技術の使用、科学研究、R&D、イノベーションの利用、環境親和、天然資源エネルギー節約事業
2. クリーン農業、無農薬、育種、畜産品種生産、工芸作物栽培、森林開発、環境・多様性保全、地方開発奨励、貧困解決事業
3. 環境親和的な農産品加工工業、国家の独特な工芸品加工工業
4. 環境にやさしく持続的な自然・文化・歴史観光産業開発
5. 教育、スポーツ、人的資源開発、労働技術開発、職業訓練所、教育スポーツ用品生産事業
6. 近代的病院、製薬工場、医療機器工場、伝統薬の生産と治療に関する事業
7. 都市の交通渋滞解決や住宅のための公共インフラ投資、サービス、開発、農業・工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス事業
8. 商業銀行へアクセスできない国民やコミュニティの貧困解決のための政策銀行およびマイクロクレジット
9. 国内生産や世界的ブランドを奨励する近代的ショッピングセンター、工業工芸農業の国内生産製品を展示する展示場

本条に規定される奨励を受けえるセクターは、12億キープ(約15万ドル)以上の投資総額もしくはラオス人技術者30人以上もしくはラオス人労働者を1年以上50名以上を雇用

する必要がある。中小規模の事業で上記の条件を満たさない場合には本法および他の関係法の規定に従い奨励優遇を受けることが出来る。

政府は、奨励を受けるセクター別事業の詳細を別途規定する。

第10条(改正) 地区別による奨励

地区別による奨励は以下の3地域がある。

第1地区：貧困地域、遠隔地、投資に社会経済インフラの利便性が低い地区 第2地区：社会経済インフラが投資に利便性が高い地区

第3地区：特別経済区

第11条(改正) セクターおよび地区による法人税上の優遇 第9条、10条に規定されるセクターと地区に従い投資家は法人税の免除を以下のように受けることができる。

第1地区：10年間の免除。第9条2,3,5,6のセクターは更に5年免除が追加される。第2地区：4年間の免除。第9条2,3,5,6のセクターはさらに3年免除が追加される。法人税の免除は企業が売上を得てから算出が開始される。

上記の法人税の免除期間が終了した後、税法に従い徴税が行われる。

第3地区：特定の法律に従い実施される。コンセッション事業については関係法もしくは契約に従う。政府は本法に規定される法人税の免除奨励優遇の実施に関する規則やプロセスを別途規定する。

第12条(改正) 関税および付加価値税上の奨励

投資家は、法人税上の優遇の他にも、関税や付加価値税上の以下の優遇を受けることができる。

1. 国内で調達・生産することができない固定資産となる機械や生産に直接使用される重機車両について関税の免除および付加価値税については0%課税とする。化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などは関係法に従う。
2. 重機車両の一時的輸入については関税法に従う。
3. 輸出のための生産に使用する原料、機器、部品の輸入は輸入時の関税徴収を一次免除し、輸出後に関税を免除する。また付加価値税を0%課税とする。
4. 輸出のための完成品や半完成品の製造のための非天然資源由来の国内原料の使用については、付加価値税を0%課税とする。

政府は、別途輸出のための半完成品リストを規定する。

第13条 資金へのアクセス優遇

投資家は、ラオスや外国の商業銀行やその他の金融機関へと資金アクセスを行うための優遇を受けることが出来る。

第14条(新規) 投資の拡大における優遇、その他の税務上の優遇

純利益を事業の拡大もしくは投資事業を拡大するために使用する投資家は自らの投資事業の拡大のために投資を行う利益の比率に応じて次年度の会計にて法人税が1年間免除される。

事業による赤字は3年間は次年度の利益と相殺することができるが税務官から証明を受けなければならない。規定の期間の終了後、赤字の残り分については次年度に相殺することができな

い。追加投資による事業の拡大や業態の拡大は、本法の規定に従い投資奨励優遇を受けることができる。

第15条(改正) 政府の土地のリースもしくはコンセッション費の免除

第9条に規定されるセクターに投資を行う投資家は以下のように政府の土地のリースもしくはコンセッション費が免除される。

第1地区：10年間の免除、さらに第9条2,3,5,6に該当する事業は5年間免除が追加される。第2地区：5年間の免除。さらに第9条2,3,5,6に該当する事業は3年間免除が追加される。

第3地区：特定の規則にて規定される。

第16条(改正) 土地利用における奨励優遇 コンセッション事業への投資家は以下の土地利用における奨励優遇を受けることができる。

1. 投資家は投資事業遂行のために政府の土地のリースおよびコンセッションの権利を有する土地使用権を残りの期限内で他に譲渡することができる。ただし、承認を受けたプロジェクト開発マスタープラン、FS、事業計画の45%以上の事業の完了および投資とコンセッション契約が規定する税務上の義務および関係当局からの合意を得る必要がある。

2. 投資家はコンセッション地区以外にも更に政府の土地のリースもしくはコンセッションにより土地利用権を得る権利を有する。ただし、都庁・県庁の合意に基づき事務所や住居の建設

ために限られ、投資期間内に限定される。政府は、土地利用における奨励優遇の実施に関する法律を別途規定する。

第17条(改正) 投資支援優遇

投資支援優遇は以下のものがある。

1. 情報における優遇
2. その他の支援優遇

第2章 投資支援優遇

第18条 情報における優遇

投資家による投資に関する包括、平等、迅速な情報の入手

を保証し、投資決定判断を可能とするために、関係する投資ワンストップサービス室は投資情報センターを整備しなければならない。

投資情報センターは、投資に関する各情報を収集・総括し、ネットワークの構築、情報の提供・交換を行う。たとえば、ウェブサイトを通じた広報、ガイドブック、雑誌、冊子その他を、興味のある者、ラオス大使館、領事館もしくは外国のラオス貿易代表処、などへと提供する。

第19条(改正) その他の支援優遇

投資家は以下のその他の支援優遇を受ける。

1. 納税を満たし、コミュニティ・社会開発へ貢献し、環境問題解決、労働技術開発へ尽力する投資家に対して、関係機関や地方政府の証明のもとで政府は適切な褒賞を授ける。

2. 投資期間中に外国人投資家に対して滞在許可証、ビジネスマルチプルビザの発行に便宜供与を与える。

外国人投資家およびその家族、専門家、技術者は5年以下のマルチプルビザの発行を含めラオスへの出入国の便宜供与を受ける。

3. 必要な場合には、特別な追加的投資優遇がセクターや地域に対して、政府からの提案により国民議会常務委員会もしくは国民議会の審議と合意で供与される。

政府は投資家に対するその他の支援優遇の実施に関する規則を別途規定する。

第20条(改正) 投資優遇の実施

本法で規定される投資優遇や投資支援を受ける条件を満たす法人は、投資ワンストップサービス室へと申請を行い、投資優遇証を受けることができる。

第21条(改正) その他の優遇の供与の実施

関係機関や地方政府は、本法19条1項に規定されるビジネス事業体を監督し、投資ワンストップサービス室に対してその成果に対する証明を行い、投資奨励管理委員会に対して法律に基づき褒賞もしくはその他の優遇の審査を要請する。

第III編 投資保護

第22条(改正) 投資保護

政府は、ラオスの法律やラオスが加盟する条約および国際協定のもとで国内外のあらゆる経済事業体の権利、利益を公平かつ平等に保護する。

第23条 投資保護の形態

政府は、合法的な投資を全面的に認知し、保護し、行政的な方法で政府による介入、停止、没収を行わない。公共の利益のために政府が利用を必要とする場合には、投資家は讓

渡時の市場価格にもとづき 実際の投資額を合意された支払い方法により補償される。

第 24 条 知的財産の保護

政府はラオスの知的財産法、ラオスが批准する条約、協定のもとで登録された投資家の知的財産を認知し保護する。

第 III 編 投資活動

第 25 条 (新規) 投資活動

投資活動とは、形態、活動の種類、条件、プロセス、登録資本金、資本の輸入に従い投資事業の遂行を意味する。

第 1 章 投資形態と種類

第 26 条 (改正) 投資形態

投資は以下の投資形態で構成される。

1. 国内もしくは外国投資家による一方の投資
2. 国内と外国投資家間の合弁投資
3. 契約に基づく事業協力投資
4. 国営企業と民間企業の合弁投資
5. 政府と民間による合弁投資

政府は関係法の規定に従い場合によってはコンセッション事業の株を保有することができる。

第 27 条 国内もしくは外国投資家による一方の投資

国内もしくは外国投資家による一方の投資とは、国内投資家もしくは外国投資家一方による投資で、ラオスにおける事業もしくはプロジェクトへの単独もしくは共同による投資である。

第 28 条 国内と外国投資家間の合弁投資

国内と外国投資家間による合弁投資とは国内の投資家と外国投資家による共同投資により事業を実施し、共同所有権を有し、ラオスの法律の下で新法人を設立することを意味する。組織、活動、管理、権利、義務は合弁契約や定款にて規定される。

外国人投資家は全資本の 10%以上の投資が必要である。

第 29 条(改正) 契約に基づく事業協力投資

契約に基づく事業協力投資とは、外国法人と政府および民間を含む国内法人が協力し、ラオスの法律に基づきビジネス協力契約の締結により或るビジネスを特定の期間に実施することを意味する。ここではラオスにて新たな法人や支店の設立を必要としない。その契約は、双方および政府に対する権利、義務、利益を明確に規定しなければならない。契約を締結した国内法人は、投資ワンストップサービス室へと申告し、承認を受け法律に基づき管理を受ける。また契約を

実施する場所にある公証機関にて証明を受けなければならない。

第 30 条 (新規) 国営企業と民間企業の合弁投資

国営企業と民間企業の合弁投資とは、国営企業と民間企業が、事業を実施し、共同の所有権を有し、ラオスの法律のもとで新法人を設立することである。国営企業と民間企業の合弁による投資家の組織、活動、管理行政、権利、義務は合弁契約および定款に規定される。

第 31 条 (新規) 政府と民間による合弁投資

政府と民間による合弁投資とは、合弁契約に基づく政府と民間の合弁による事業で、新規建設プロジェクトの実施、インフラ改善もしくは公共サービスの提供などを目的とする。政府と民間による合弁投資におけるセクター、条件、プロセスは別途法律で規定される。

第 32 条 (改正) 投資事業種

投資事業は以下の 2 種類にわけられる。

1. 一般投資事業
2. コンセッション投資事業

第 2 章 一般投資事業

第 33 条 (改正) 一般投資事業の種類

一般投資事業は以下の種類がある。

1. ネガティブリスト事業
2. 非ネガティブリスト事業

第 34 条 (新規) ネガティブリスト事業

ネガティブリスト事業とは、国家の安定性、社会秩序、国家の美しい慣習、環境社会、自然へ影響を与えるビジネス業種の中で経済と社会の開発バランスを保証するために投資ワンストップサービス室および/もしくは投資奨励管理委員会からの投資認可の前に関係当局による審査が必要である事業を意味する。

政府は各時期のネガティブ事業リストを規定する。

第 35 条 (新規) 非ネガティブリスト事業

非ネガティブリスト事業とは、一般の投資に広く開かれている事業で、企業登録申請および事業許可は企業法および関係法律に従って認可される。

第 3 章 一般事業投資プロセス

第 36 条 (改正) ネガティブリスト事業の投資申請

ネガティブリスト事業に投資を行う投資家は中央もしくは県レベルの投資ワンストップサービス室へと投資申請を提出す

る。投資ワンストップサービス室は関係機関と協力し、投資奨励管理委員会へと申請を行い関係法律の規定に従い管理担当別に審査を行う。

第 37 条 (改正) ネガティブリスト事業への投資申請の審査期限

ネガティブリスト事業への投資申請の審査期限は以下の通り

1. 投資家は投資ワンストップサービス室へ書類を一式提出後 25 営業日以内に投資許可と企業登録証を受け取ることができる。

2. 投資ワンストップサービス室は 2 営業日以内に関係機関や地方へと申請書一式を送付し、8 営業日以内に文書にて回答を貰い受ける。回答が期限内に得られない場合は合意したとみなす。

3. 関係機関や地方から合意を得た後、投資ワンストップサービス室は投資奨励管理委員会へと提出し 10 日以内に審査を受ける。

4. その後、投資ワンストップサービス室は投資許可証と企業登録証を 5 営業日以内に発行する。投資に合意が得られない場合には、投資ワンストップサービス室は文書にて投資家に対し 3 営業日以内に回答しなければならない。

第 38 条 (改正) 非ネガティブリスト事業の投資申請

投資家で日ネガティブリスト事業への投資を行う者は、商工機関に対して企業法ならびに関係法律に従い企業登録を申請する。一般事業の非ネガティブリスト事業への投資で、奨励業種については企業登録後に、投資家は投資ワンストップサービス室へと投資奨励証の申請を行うことができる。

第 39 条 非ネガティブリスト事業の企業登録の審査

非ネガティブリスト事業の企業登録のプロセスと期限は申請後 10 営業日以内とする。

第 40 条 一般事業の投資期間

一般事業の投資には投資期限は定めない。関係機関による規則で投資期限が定められる場合は除く。

第 4 章 コンセッション投資事業

第 41 条 (改正) コンセッション投資事業

コンセッション投資事業とは、或るビジネスの開発と推進のために、投資家が政府から法律に基づきコンセッション許可を受けた事業である。たとえば土地コンセッション、SEZ・輸出加工工業区 開発、鉱山採掘、電力エネルギー開発、フライトの就航、通信コンセッションなどがある。政府はコンセッション事業リストを規定する。

第 42 条 (改正) コンセッション事業への投資期限

コンセッション事業投資の期限は種類、規模、投資金額、条件、可能性調査、法律に従うが、最長で 50 年とする。コンセッション投資期限は法律が定める権限の範囲で政府もしくは国民議会もしくは県議会の合意により延長が可能である。

第 5 章 コンセッション事業の条件と投資プロセス

第 43 条 (新規) コンセッション事業における投資家の条件

コンセッション事業の投資家は以下の条件を満たす必要がある。

1. 法人であること
2. 関係機関から証明を受けたビジネスの経験と成功を収めていること。
3. 国内もしくは外国の金融機関より証明された財政的能力もしくは資金調達能力があること。
4. 関係法律が定めるその他の条件を満たすこと。

第 44 条 (新規) 投資申請と必要書類 投資申請と必要書類は以下のとおり

1. 投資申請書
2. 投資家もしくは会社の履歴、経験、ID、無犯罪証明書、パスポートコピー、法人の場合は投資元国の企業登録
3. 合弁契約書
4. 会社の最高責任者ではない場合には、株主から代表者への委任状
5. 経済技術可能性調査もしくは事業計画書、内容としては投資の目的、投資総額見込み、事業の場所、期間、効果、及び労働者需要、政府の土地のリースもしくはコンセッションの必要性、経済技術上の能力、財務能力、利益の配分見込み、事業実施計画プロセス、資本の支援証明書類、投資優遇申請など。
6. 環境、社会、自然への影響評価
7. 財務証明書、金融機関からの資金支援書類、直近 2 年の (監査を) 受けた財務報告書
8. 会社定款

第 45 条 (改正) コンセッション事業投資申請の提出

コンセッション事業、経済特区開発、輸出加工工業区開発への投資を行う投資家は書類一式を、法律の分担に従い中央もしくは県レベルの投資ワンストップサービス室へと提出する。審査の後、投資奨励管理委員会へと提出される。書類一式の詳細については別途規定される。

第 46 条 (改正) コンセッション事業投資の許認可審査の期限 コンセッション事業投資の許認可審査の期限は以下の通

り

1. 投資家は、投資ワンストップサービス室が書類一式を受理した後、65 営業日以内に投資許可 証を受け取ることができる。

2. 投資ワンストップサービス室は申請書類を、2 営業日以内に関係機関や地方政府に対して送 付し、意見を求める。審査と意見の返答は 30 営業日以内に行う。期限内に返答が無い場合には合意したとみなす。

3. 関係機関や地方政府からの合意の後、投資ワンストップサービス室は審査を行い、投資奨励 管理委員会へと提出し、基本合意を 30 営業日以内に受ける。

4. 投資奨励管理委員会の基本合意の後、投資ワンストップサービス室は、投資家と関係機関 や地方政府の参加が参加し MOU もしくは契約の協議を行う。その後、投資奨励管理委員会 へと報告し調印の合意を得る。計画投資機関が政府の代理として MOU もしくは契約の調印を行う。

MOU もしくは契約の調印後、投資家は MOU もしくは契約に規定された保証金を支払い、情報収 集、経済技術可能性調査、環境社会自然影響評価調査を規則に基づき実施することができる。合意後、投資ワンストップサービス室は投資家に対して 3 営業日以内に文書について通知を行う。投資家は受理後 10 営業日以内に MOU もしくは契約の協議日時について文書にて回答を行わなければならない。

投資ワンストップサービス室が通知を発行してから 30 営業日以内に、投資家が回答を行わないも しくは MOU や契約の協議に出席しない場合には投資家は投資の権利を失う。コンセッション契約後、投資ワンストップサービス室は 3 営業日以内に投資許可証を発行する。投資に対して合意されない場合には、投資ワンストップサービス室は 3 営業日以内に投資家に対して文書にて回答しなければならない。

第 47 条 (改正) コンセッション事業投資の変更

たとえば事業の目的、株主、登録資本金その他の変更については、投資家の申請に従い法律が規定する分担に従い投資許可を行った機関により変更が認可される。

第 48 条 (新規) コンセッション契約の権利や事業の譲渡

コンセッション事業の投資家は、権利や事業の一部もしくは全部を他の投資家に対して以下の条件のもとで実施することができる。

1. 政府もしくは県・都政府による合意を得ていること
2. 本法第 16 条 1 項の規定を実施し、財務上やその他の義務を契約、法律にもとづき実施していること。
3. 仲裁、訴訟、もしくは刑事訴訟中ではないこと。

¹ 森林の回復、農林畜産生産、その他の目的のために区分された荒地や森林の無い土地で激しく破壊された森林を指す (2007 年森林法第 3 条)

4. 倒産もしくは裁判所による法人もしくは個人の破産命令を受けていないこと。

鉱山、エネルギー、土地、農林セクターのコンセッション事業については、関係法律に従う。契約に従い権利の譲渡もしくは株の譲渡の許可を関係機関から受けた場合、投資ワンストップサ ービス室へと申告し、承認・管理を受け、ラオスの公証人役場からの公証を受けなければならない。またラオスの法律が定める税務、手数料、サービス料を全て支払う必要がある。

第 49 条 (新規) 国民議会による承認の権利

国民議会は以下の投資事業に関連する承認を行う権利を有する。

1. 政府と民間の合弁投資事業で 200 億キープ以上の政府投資の審議承認。
 2. 原子力発電所設立事業
 3. カジノ事業
 4. 特別経済区の期限延長
 5. 国家保全林、保護林の変更に関する事業
 6. 環境、自然、社会に多大な影響を与える事業。たとえば、自然河川の変更、500 世帯以上の 住民移転、1 万 ha 以上の土地コンセッション、その他法律に定められる事業。
 7. 特別な奨励優遇を必要とする事業
- 上記の事業のほかにも、各時期の関係法律に従って実施する。

第 50 条 (新規) 県地方人民議会による承認の権利

県地方人民議会は以下の投資事業について承認の権利を有する。

1. 県都政府からの申請に基づき自ら回復が不可能な荒廃林¹の 100ha 以下の土地の変更。
 2. 県都政府からの申請に基づき荒地²の 30~200ha 以下の土地の変更。
 3. 県都政府からの申請に基づき 1 事業あたり 150ha 以下の自ら回復が不可能な荒廃林のリー スもしくはコンセッション。期限は最大 30 年間とする。
 4. 県・都レベルの環境、自然、社会への影響のある事業
- 土地コンセッション、電力エネルギー、鉱山に関する事業については、各時期の法律に従い実施 する。

第 6 章 登録資本金と資本の輸入

第 51 条 一般事業の登録資本金

一般事業の企業の登録資本金は、企業法や関係する法律の規定に従う。

² 自然や人による影響で木の生えていない森林の土地を指す (2007 年森林法第 3 条)

第 52 条 (改正) コンセッション事業の登録資本金

コンセッション事業の登録資本金は、総資本金の 30%以上が必要である。コンセッション事業の登録資本金は事業実施期間中において財として明確に規定し、財は登録資本金を下回ってはならない。

第 53 条 (新規) 一般事業の資本の輸入

外国人投資家で一般事業へと投資を行う者は、登録資本金の少なくとも 30%を投資許可取得後 90 日以内に輸入しなければならない。残りについては企業法もしくは関係法に従い実施する。資本の輸入は、関係法律に従い現金もしくは/および現物が可能である。現金もしくは/および現物による資本の輸入は、関係法律に従いラオス中央銀行による証明が必要である。

第 54 条 (新規) コンセッション事業の資本の輸入

コンセッション事業の投資家は、登録資本金を以下の比率で輸入しなければならない。

- 1,000 万ドル以下の投資総額事業については 3%
 - 1,000 万ドル～5 億ドルの投資総額事業については 2%
 - 5 億ドル～10 億ドルの投資総額事業については 1.5%
 - 10 億ドル以上の投資総額事業については 1%
- 上記の資本金を投資許可後 90 日以内に輸入し、残りの資本は 2 年以内に輸入を行う。上記の資本は事業開発に使用することが可能である。詳細は別途規定される。

第 7 章 代表事務所(駐在員事務所)

第 55 条 (新規) 外国法人の代表事務所

外国法人の代表事務所とは、親会社への投資調査やラオス政府機関や民間企業との関係調整のための連絡事務所である。

第 56 条 (改正) 代表事務所の設立申請

外国法人でラオスに代表事務所を設立するには投資ワンストップサービスへと申請し、申請受理後 15 営業日以内に審査と設立許可証の発行を受ける。代表事務所設立許可証は、法の下で正しく権利を認知されたことを示す書類で、自らの役割、権利、義務にもとづき活動することができる。たとえば、ラオスへの投資決定のための親会社への投資情報収集である。しかしながらビジネスを行う権利は有さない。設立、期限、設立資本金の原則については別途規則が規定される。

第 IV 編 特別経済区開発

第 57 条 (改正) 特別経済区

特別経済区とは、特定の行政原理を有する区域であり、ハイテク、持続的発展・環境にやさしい農産品生産、クリーン生産、天然資源節約・省エネルギーにおけるイノベーション利用産業などの投資誘致のための条件を構築することを目的とする。特別経済区は政府による合意で設立され、工業区、輸出加工工業区、ICT 開発区、サービス、貿易、観光区で構成される。

特別経済区は SEZ と略され、英語では Special Economic Zone とする。

第 58 条 (新規) 特別経済区の設立

中央レベルの投資奨励管理委員会からの申請を受けて政府は関係地方政府と協力して特別経済区の設立を合意する。政府による特別経済区の設立合意の後、投資形態やデベロッパーの選定を行う。

第 59 条 (改正) 特別経済区の設立条件

特別経済区の設立は以下の条件を満たす必要がある。

1. 特別経済区の目的が明確であること
2. 目的に適した場所、面積および境界が明確であること
3. 明確なコンセッション期間が規定されること
4. 政府、デベロッパー、国民の利益が明確であること
5. 奨励優遇が明確であること
6. 経済技術評価、環境社会評価を得ていること
7. 政府もしくは 県レベル行政機関の管理下で、政府・県・都の開発計画にあること
8. 特別経済区内および位置する県・都の社会の安定、治安、安全、秩序を保証すること
9. 持続的発展、環境保全、美しい文化の奨励と保全を保証すること

第 60 条 (改正) 特別経済区の活動原則

特別経済区の活動は以下の原則に基づく

1. 憲法、法、コンセッション契約、特別奨励優遇を厳守すること
2. 持続的発展、環境保全、美しい文化の奨励と保全を保証すること
3. ワンストップ、迅速、透明性のあるサービスによる行政管理が行われること
4. 特別経済区内および位置する県・都の社会の安定、治安、安全、秩序を保証すること

第 61 条 (改正) 特別経済区の開発のための土地コンセッション期限

特別経済区の開発のための土地コンセッションの期限は、種類、規模、投資額、条件、可能性調査、および関係法律に従い最長 50 年間とする。特別経済区の開発のための土地コンセッションの期限はコンセッション契約の効率的な実施や

社会への利益が認められた場合には政府による申請で国民議会の合意で延長が可能である。

第 62 条（新規） 関税、税務上の奨励およびその他の奨励
経済特別区のデベロッパーや投資家は関係法律の規定に従い関税やその他の税、その他の特別な優遇政策を享受することができる。経済特別区のデベロッパーや投資家は、法律もしくは政府と調印したコンセッション契約の規定に従い優遇政策を実施することができる。

第 63 条（改正） 経済特別区事業管理機関

政府は経済特別区事業管理を中心的に全国統一的に実施し、計画投資省が直接的に管理を行い、関係機関や地方政府との調整の中心的な役割を果たす。経済特別区事業管理機関は以下で構成される。

1. 計画投資省
2. 県・都政府
3. 経済特別区奨励管理室
4. 区管理委員会 経済特別区事業管理機関の権利と義務は別途規定される。

第V編 外国への投資

第 64 条（新規） 国内投資家による外国への投資申請

国内投資家で外国へ投資を行う者は、投資ワンストップサービス室へと申請し、審査と許可証を受けなければならない。

第 65 条（新規） 外国への投資条件

国内投資家で外国へ投資を行うには以下の条件を満たす必要がある。

1. 外国投資事業の目的を有すること。
2. 直近 2 年の会計監査で財務機関もしくは独立監査法人による証明を受けていること。
3. 納税義務をすべて、合法的に果たしていること。
4. ラオス中央銀行の規則、ラオスの関係法律に従うこと。

第 66 条（新規） 外国へ投資を行う国内投資家の権利と義務
外国へ投資を行う国内投資家の権利は以下の通り。

1. 現金や財産を外国投資のために持ち出し、投資先国の法律に従い納税義務を果たした後に資金を戻すこと。
2. ビジネスによる利益やその他の所得を国内に持ち帰ること。
3. ラオスの法律に基づき便宜供与や優遇を受けること。
4. ラオスや外国の法律に則して外国の自らの企業でラオス人を雇用すること。

外国へ投資を行う国内投資家の義務は以下の通り。

1. 投資先の法律に従うこと。

2. 財務省やラオス中央銀行に申告するため財務やビジネス状況報告を投資ワンストップサービス室へと行うこと。
外国への投資の終了後、関係法律に従い、資本や財産を国内に持ち帰ることが可能である。

第VI編 投資家の権利と義務

第1章 投資家の権利

第 67 条（改正） 投資家の権利

投資家の権利は以下の通りである。

1. ラオスの法律が禁止していないあらゆるセクターや地域への投資
2. 法律に従い種類、形態、企業の種類をもって投資すること。
3. 事業の開発のために政府もしくは県・都政府に事業のコンセッションを申請すること。
4. 政府に特別経済区の設立コンセッションを申請すること。
5. ラオスに代表事務所もしくは支店の設立を申請すること。
6. 政策、法律の変更により自らの事業の効果が無くなった場合には、投資の目的や事業の変更を申請すること。
7. 政府から自らの投資による公正な権利と利益の保護を受けること。
8. 自らの投資において政府から各種の便宜供与を受けすること。
9. ラオスの法律に従い、リースもしくはコンセッションからの利益を受けること。
10. リースもしくはコンセッションを受けた者は、関係法律やリースもしくはコンセッション契約に従い土地の使用、契約期限に応じた土地契約の相続を行う権利を有する。
11. コンセッションを受けた土地の物件、建物、もしくは建築物などの自らの財産の所有権を保有すること、法律に基づき国内外の者に所有権を譲渡する権利を有する。
12. キープもしくは外貨による銀行口座を開設すること。
13. 投資による被害を受けた際に関係機関に対して訴訟すること。
14. 法律が定めるその他の権利を受けること。

第 68 条（改正） 自らの投資事業の管理と監督の権利
自らの投資事業の管理と監督を行う権利は以下の通り。

1. 投資計画を立てること
2. 投資へ、原料、機材、車両、機械、テクノロジーを使用すること。
3. 内外の市場へアクセスすること。
4. 事業活動において労働者の秩序、安全、利便性を管理すること。
5. 投資に関する会議を実施すること。

6. その他の投資家へ株を譲渡もしくは移譲すること。
7. 投資の減資、増資を行うこと。
8. 合併、停止、解散、もしくは企業形態の変更に対して関係機関に申請すること
9. 法律が定めるその他の権利の行使

第 69 条 (改正) 労働者を雇用する権利 労働者を雇用する権利は以下の通り。

1. 技術者、専門家との雇用契約を行い、自らの企業で労働してもらうこと。労働法の規定を超える数の外国人の肉体および頭脳労働者を輸入する必要がある場合には、投資家は投資ワンストップサービス室へと申請し、投資奨励管理委員会へ審議を要請する権利を有する。
2. 企業の必要性に応じて労働者の異動や配置換えを行うこと。
3. 法律に従い労働者に対して優遇や措置をとること。
4. ラオスが定めるその他の法律に沿ったその他の権利を行使すること。

第 70 条 外国人投資家の居住に関する権利

外国人投資家およびその家族は、投資の期間中ラオスに居住する権利を有する。外国人技術者、専門家は労働雇用契約に従いラオスに居住する権利を有する。

第 71 条 (改正) 外国人投資家の資本、財産、所得の外国への持ち出しに関する権利

外国人投資家は、ラオスの法律の規定に従い関税その他の税、手数料を政府に全て納めた後に 自らの資本、財産、所得、たとえば自らもしくは企業の所有権である投資利益、現金、各種の財産をラオスの銀行および政府関係組織を経由して外国へ持ち出す権利を有する。

送金できる資本および/もしくは金銭は以下で構成される。

1. ラオス中央銀行が証明した資本
2. 投資からの利益、配当、知的所有権の貸与利益、専門技術サービス収入、利息、その他の利益
3. ビジネス、事業の売却金、全事業の清算もしくは一部の清算金
4. ある契約の清算により得た金銭、融資契約、投資事業に関連するもしくは関連しない紛争仲 介判決による金銭もしくは裁判所判決による金銭
5. 政府の財産とするため、支払われた補償金もしくはその他の金銭
6. 合法的に雇用された外国人職員の所得や代償

第2章 投資家の義務

第 72 条 (改正) 政府への義務

投資家は政府に対して以下の義務を有する。

1. 法律に従い関税、税、手数料およびサービス料を全て、期限内に納めること。
2. ラオスの会計法に基づく会計帳簿の保有。必要な場合には国際会計基準を使用することが できるがラオスの関係機関からの合意が必要である。
3. ビジネス活動において地方政府との協力
4. ラオス人労働者の使用の奨励、特に女性や少数民族。労働技能開発、専門技能を向上させ、技術移転を行うことへ尽力すること。
5. 投資事業の監督監査への予算上の支援を行うこと。
6. 3 ヶ月、6 ヶ月、1 年の自らのビジネスの総括、報告を投資ワンストップサービス室や関係機関 に行うこと。
7. 法律が定めるその他の義務

第 73 条 (改正) 社会への義務

投資家は以下の社会への義務を有する。

1. 関係法律に従い自らの企業の労働者に対して社会保障・保険制度を実施すること。
2. 自らの企業の大衆組織、特に労働組合の組織と活動に対して便宜供与を図ること。
3. 地方の美しい習慣や文化を尊重すること
4. 自らのビジネスにより影響を受けた者へ被害の補償を行うこと。
5. 国内ビジネス、自らの投資する地域の住民の貧困解決や開発の推進、奨励を行うこと。
6. 社会開発事業への予算的貢献を行うこと。
7. 法律の規定に従いその他の義務を実施すること。

第 74 条 (改正) 環境への義務

投資家は以下の環境への義務を有する。

1. 法律に従い環境への義務を厳格に実施し、グリーン開発やグリーンな拡大を奨励し、環境保全を重視すること。
2. 環境問題が生じた際には、投資家は法律に従いその状況を、即時に解決するために必要な措置を取ること。
3. ラオスが批准している条約や協定に従い環境開発を実施すること。
4. 環境事業への予算的な貢献を行うこと。
5. 法律が規定するその他の義務を果たすこと。

第 VII 編 投資奨励管理委員会と投資ワンストップサービス

第 1 章 投資奨励管理委員会

第 75 条 (新規) 投資奨励管理委員会

投資奨励管理委員会は、政府により投資の奨励と管理を目的に設立される委員会で、略して

CPMI という。

投資奨励管理委員会は 2 レベルがある。

1. 中央レベルの投資奨励管理委員会、略してCPMI.C
2. 県レベルの投資奨励管理委員会、略してCPMI.P

第76条（新規） 中央レベルの投資奨励管理委員会

中央レベルの投資奨励管理委員会は以下で構成される。

1. 副首相を議長
2. 計画投資省大臣を副議長（常任）
3. 商工業省大臣を副議長
4. 計画投資省副大臣
5. 財務省副大臣
6. 天然資源環境省副大臣
7. エネルギー鉱山省副大臣
8. 農林省副大臣
9. 労働社会福祉省副大臣
10. 公共事業運輸省副大臣
11. 情報文化観光省副大臣
12. 国防省副大臣 中央レベルの投資奨励管理委員会は月に少なくとも2回会議を行う。

第77条（新規） 中央レベルの投資奨励管理委員会の権利と義務

中央レベルの投資奨励管理委員会は以下の権利と義務を有する

1. ネガティブリスト、コンセッション事業、経済特別区開発投資への審査、許可を行うこと。
2. 投資奨励や誘致の効果的で効率的な実施のために投資ワンストップサービス事業の実施を指導すること。
3. 県レベルの投資奨励管理委員会と関連セクターの活動を指導すること。
4. 関連法律や自らが管理する投資に関連した契約の実施について指導、監督すること。
5. 本法47条、86条、88条の規定に従いネガティブリスト事業、コンセッション事業、特別経済区 開発・輸出加工工業区開発投資の変更、停止もしくは取り消しを審査すること。
6. 委任された投資奨励事業に関して外国、地域、国際社会との関係、協力を行うこと。
7. 定期的に政府に対して活動総括と報告を行うこと。
8. 法律が定めるその他の権利と義務を果たすこと。政府は、中央レベルの投資奨励管理委員会が審査する事業リストを規定する。

第78条（新規） 県レベルの投資奨励管理委員会

県レベルの投資奨励管理委員会は以下で構成される。

1. 県・都知事を議長
2. 副県・都知事を副議長
3. 計画投資局長を常任委員
4. 商工局長

5. 財務局長
6. 天然資源環境局長
7. エネルギー鉱山局長
8. 農林局長
9. 労働社会福祉局長
10. 公共事業運輸局長
11. 情報文化観光局長
12. 国防局長

県レベルの投資奨励管理委員会は月に少なくとも2回会議を行う。

第79条（新規） 県レベルの投資奨励管理委員会の権利と義務

県レベルの投資奨励管理委員会は自らの管轄の範囲で以下の権利と義務を有する

1. 管轄内のネガティブリスト、コンセッション事業投資の審査と許可を与えること。
2. 投資ワンストップサービス室の事業について、投資の奨励と誘致について効率的、効果的に実施するように指導すること。
3. 自らの管轄の範囲で関係法律や契約の実施について指導、監督を行うこと。
4. 本法47条、86条、88条の規定に従い、自らの管轄するネガティブリスト事業投資やコンセッション事業投資の変更、停止、もしくは解散について審査すること。
5. 県レベルの地区管理委員や関係機関の活動を指導すること。
6. 委任された投資奨励事業に関して外国、地域、国際社会と協力すること。
7. 中央レベルの投資奨励管理委員会へと自らの活動を総括報告すること。
8. その他法律で規定される権利と義務を実施すること。

第2章 投資ワンストップサービス

第80条（新規） 投資ワンストップサービス室

投資ワンストップサービス室は、OSSと略され、投資奨励管理委員会の常任事務室で、ラオスの投資家へのワンストップによる投資サービスの義務を果たす。また、本法84条に規定される権利と義務を有する。

投資ワンストップサービス室は以下の2レベルがある。

1. 中央レベルの投資ワンストップサービス室で、OSS.Cと略する。
2. 県レベルの投資ワンストップサービス室で、OSS.Pと略する。

第81条（新規） 中央レベルの投資ワンストップサービス室

中央レベルの投資ワンストップサービス室は計画投資省に

設置され、計画投資省、商工省、財務省、天然資源環境省、エネルギー鉱山省、農林省、労働社会福祉省、公共事業運輸省、情報文化観光省、治安維持省からの代表者で構成される。投資ワンストップサービスと協力するユニットを設立する義務を有する省、省相当機関は、投資奨励管理委員である大臣もしくは副大臣により指導を受ける。政府は中央および県レベルの投資ワンストップサービスと協力するユニットの組織と活動に関する規則を別途定める。

第 82 条 (新規) 県レベルの投資ワンストップサービス室
県レベルの投資ワンストップサービス室は計画投資局に設立され、計画投資局、商工局、財務局、エネルギー鉱山局、天然資源環境局、農林局、労働社会福祉局、公共事業運輸局、情報文化観光局、治安維持局などの専門職員で構成される。県内の各局は、県レベルの投資奨励管理委員である局長の指導のもとで自らの局に投資ワンストップサービスと協力するユニットを設立する義務を有する。

第 83 条 (改正) 投資ワンストップサービス室の原則 投資ワンストップサービス室の原則は以下の通り。

1. 一般事業、コンセッション、特別経済区開発投資の投資家へのコンパクト、迅速、透明、スピーディなサービス総合センターとなること。
2. 関係機関の規則の下で関係機関との連絡役となること。
3. 投資や民間投資事業の情報収集、実施監督、総括評価のセンターとなること。

第 84 条 (新規) 投資ワンストップサービス室の権利と義務 投資ワンストップサービス室の権利と義務は以下の通り

1. 投資家に対して投資事業に関する法律を説明すること。
2. ネガティブリスト事業やコンセッション事業投資の投資申請を受理すること。
3. 関係機関や地方に申請書を送付すること。
4. 投資家の投資申請を調査し、投資奨励管理委員会へと提出し審査合意を受けること。
5. 投資申請を審査するために専門技官会議を週 1 回行うこと。
6. 投資奨励管理委員会の合意の後に企業登録証、税務登録証、事業許可証、その他のライセンスを法律に従い発行するために関係機関と協力すること。
7. 関係機関と協力して投資家に対して投資に関連する書類、情報上の便宜供与を図ること。
8. 投資事業に関連するフォームや各種書類の作成について説明指導すること。
9. コンセッション契約、投資許可証の内容の変更、ネガティブリスト事業にかかわる事業の増加もしくは削減の

関連する企業登録証の内容の変更の申請書の受理と調査。

10. 外国人投資家および家族、専門家、外国人労働者の VISA、労働許可証、滞在許可証申請書の受理とサービス。
11. 投資家の関係機関および地方政府との意見相違について申請書や陳情書を受理すること。
12. 関係機関や地方政府と協力して投資に関連する問題や陳情について初期的な支援を行うこと。
13. 法律に従い投資家に投資事業に関連する各種サービスを提供すること。
14. 自らの権限の範囲で定期的に投資の監督、監査を行い、投資奨励管理委員会へと報告すること。
15. 規則に基づき手数料やサービス料を徴収すること。
16. 中央、地方レベルの投資奨励管理委員会からの委任に従い、その他の権利と義務を行使すること。

第 VIII 編 投資の一時停止、取り消し、終了

第 85 条 (改正) 投資の一時停止

以下の場合、投資を許可した機関や企業登録証発行機関により、投資は一時的に停止される。

1. 投資家による申請があった場合
2. 投資の目的を実施しない、もしくは契約通りにビジネスを実施しない、もしくは関係法律を違反しているために関係機関からの申請があった場合

第 86 条 (改正) 投資の一時停止のプロセス

投資家の申請による一時停止:投資許可機関や企業登録証発行機関は、関係機関と協力して、一時的停止の許可による影響を調査する。関係機関の申請による一時的停止:投資許可機関や企業登録証発行機関は協議を行い、文書にて期限を明確にした上で警告書を出し投資家に問題解決もしくは改善を求める。合意した期限内に解決できない場合には投資は一時的停止される。

第 87 条 (改正) 投資の取り消し

以下の場合投資は取り消される。

1. 投資家による申請もしくは、法律もしくは契約の規定に従い契約の一方による違反があった際に一方の契約者からの申請があった場合。
2. 本法 86 条の規定条件の解決ができない場合。
3. 関係法に従い関税、税金、その他の税務が果たせない場合。
4. 裁判所による確定した判決により取り消しが命じられた場合
5. 法律に従い倒産した場合 投資の取り消しは、投資家が政府や個人、法人に対して納税義務や債務から解放され

ることを意味しない。

第 88 条(改正) 投資の取り消しのプロセス

投資の取り消しのプロセスは以下の通り。

1. 許認可機関が投資の取り消しに関する文書を発行する。
2. 政府への税務を果たし、債権者に支払いを全て行う。

第 89 条(改正) 投資の終了

以下の場合に、投資は終了される。

1. 投資許可証が規定する投資期間の終了もしくは投資プロジェクトが完了した場合。
2. 投資許可証の返却もしくは本法 87 条の投資の取り消しがあった場合。
3. 企業法の規定する企業の解散があった場合。
4. 投資家もしくは契約人の申請による取り消しで、関係機関からの証明がある場合。
5. 裁判所による企業の解散もしくは投資事業の取り消しの絶対的判決が出された場合。

第 IX 編 禁止事項

第 90 条 一般禁止事項

個人、法人、もしくは組織は以下の行為が禁止される。

1. 法律に違反もしくは禁止される事業の認可と遂行
2. あらゆる形態でのラオスにおける投資奨励に反する行為
3. その他法律に違反する行為

第 91 条(改正) 公務員に対する禁止事項

公務員は以下の行為が禁止される。

1. 自らの利益の為に権限、職務、地位を利用する行為
2. 法律に反して利益を得るために投資家と共謀するもしくは投資家に便宜供与を与えること。
3. 投資家や投資から利益を得ようとする者からの賄賂を受け取る行為
4. 国家、政府、投資家の秘密文書を漏洩する行為
5. 各種の書類の審査に、理由無しに時間を掛け過ぎる行為
6. その他法律に違反する行為

第 92 条(改正) 投資家の禁止事項

投資家は以下の行為が禁止される。

1. 関連する事業で担当する公務員や政府職員に賄賂を渡す行為。
2. 公務員や政府職員と共謀して、法律に反して利益を得ること。
3. 外国人投資家による土地の売買。国土のリースもし

くはコンセッションはこれに該当しない。

4. 関税や税金に関連する義務逃れ、売上、利益を隠す行為
5. 政府組織や職員に対する陰口、中傷
6. 習慣、文化、社会や国家の治安維持に悪影響を与える行為もしくは活動
7. その他法律が規定する禁止事項を犯す行為

第 X 編 紛争解決

第 93 条(改正) 紛争解決の形態

投資に関する紛争解決は以下の形態で実施される。

1. 話し合いによる解決
2. 行政による解決
3. ラオスもしくは外国の経済紛争仲裁機関を介した解決
4. ラオス国内もしくはラオスの加盟国の裁判所における訴訟

第 94 条(改正) 話し合いによる解決

投資に関する問題が発生した際、当事者はお互いの利益や公平のために相談や話し合い、もしくは仲介者を立て紛争解決に尽力しなければならない。

第 95 条(改正) 行政による解決

投資に関して紛争が生じた際には、当事者もしくはその一方は、投資ワンストップサービス室を介して、投資奨励管理委員会へと法に基づく解決を要請することができる。

第 96 条(改正) ラオスもしくはラオスが批准している条約に基づく外国の経済紛争仲裁機関による解決

投資に関して紛争が生じた際には、当事者は契約にて両者が合意しているラオスもしくは外国の経済紛争仲裁機関に対して解決を求めることができる。ラオスは、ラオスの人民裁判所からの承認を受けた外国もしくは国際的な仲裁機関の判決を認知し、執行する。ラオスの人民裁判所は、外国もしくは国際的な仲裁機関の判決を以下の条件を全て満たしている場合には、その判決の証明について審査する。

1. 当事者が 1958 年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の批准国の国籍を有すること。
2. 憲法および国家の安定、社会治安、環境に関する法律に反していないこと
3. 当事者の一方がラオスにおいて債権、財産、活動、株式、貯金もしくはその他の財産を有すること。

外国もしくは国際仲裁機関の判決がラオスの人民裁判所による認知と証明を受けた後、ラオスの判決執行法に従いそ

の判決を執行する。政府と契約を有する投資における紛争については、契約に規定する方法を実施する。

第 97 条 (改正) ラオス国内もしくはラオスが加盟する外国の裁判所における訴訟

投資に関して紛争が生じた際には、当事者の一方は、ラオスの法律に基づき人民裁判所に、またはラオスが加盟する外国の裁判所に訴訟提起することができる。判決が確定した際には、当事者に対して強制的な効力を発する。

第 XI 編 投資奨励事業の管理と監査

第 1 章 投資奨励事業の管理

第 98 条 (改正) 管理機関

政府は包括的かつ全国統一的に投資奨励事業を管理する。計画投資機関が直接的に管轄し、商工機関、財務機関、その他の機関および関係地方政府との協力の中心的役割をなす。

第 99 条 (新規) 計画投資機関の権利と義務

投資奨励事業管理において、計画投資機関は以下の権利と義務を、レベル別に有する。A. 計画投資省の権利と義務

1. ラオスの投資奨励と管理事業および外国への投資に関する戦略、政策、法律の調査、策定、普及を行うこと。
2. ラオスの投資許可申請もしくは外国への投資申請に関連する各種フォームの作成と発布
3. コンセッション契約の調査や交渉のために関係機関との調整の中心的役割を成し、政府による委任に従いその契約に政府代表として調印すること。
4. 投資が、その目的に応じていないもしくは、契約に従わない、もしくは法律に違反する場合、投資プロジェクトもしくは事業の一時停止、変更もしくは取り消しの検討と申請を行うこと。
5. 投資誘致や外国への投資のための投資奨励政策に関する情報システムの構築管理、情報供与を行うこと。
6. 全国の投資奨励に関わる法律の実施に関する監督、監査を行うこと。
7. 投資プロジェクト・事業の実施評価における他の機関や地方政府との推進、奨励、調整および全国の投資プロジェクト・事業で生じる各種問題の解決および国内企業の外国への投資管理を行うこと。
8. 投資ワンストップサービスの迅速、透明、公平、効果的な実施における指導と便宜供与を行うこと。
9. 投資奨励事業に関連する職員の養成、育成、能力向上を行うこと。
10. 投資奨励事業に関して外国と協力すること。
11. 特別経済区事業管理を行うこと。
12. 政府に対して定期的に投資奨励事業に関する総括、報告

を行うこと。

13. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

B. 都・県の計画投資局の権利と義務

1. 投資奨励事業に関する戦略、政策、法律の推進、広報、説明を行うこと。
2. 地方の管轄の範囲内で投資誘致のための投資奨励政策に関する情報システムの構築、情報の提供を行うこと。
3. 県の代表として委任を受けコンセッション契約の策定、交渉のために関係機関との調整の中心的役割をなすこと。
4. 投資奨励に関する法律の実施を含むプロジェクト・事業の推進、監督監査、実施評価を行うこと。
5. 地方の投資プロジェクト・事業の管理や、発生した問題の解決において関係機関と調整すること。
6. 投資が、その目的に応じていないもしくは、契約に従わない、もしくは法律に違反する場合投資プロジェクト・事業の一時停止、変更もしくは取り消しの検討と申請を行うこと。
7. 投資ワンストップサービスの迅速、透明、公正、効果的な実施のために便宜供与を図ること
8. 中央政府から委任された投資奨励事業に関して外国と協力すること。
9. 投資奨励事業に関連する職員の養成、育成、能力向上を行うこと。
10. 投資奨励事業の総括と報告を定期的に中央政府に行うこと。
11. 法律の規定に従いその他の権利と義務を遂行すること。

C. 郡、特別区 (テッサバーン)、市の計画投資室の権利と義務

1. 投資奨励事業に関する戦略、政策、法律の推進、広報、説明を行うこと。
2. 投資誘致や外国への投資のための投資奨励政策に関する情報システムの構築管理、情報供与を行うこと。
3. 投資奨励に関する法律の実施を含むプロジェクトや事業の推進、監督監査、実施評価を行うこと。
4. 自らの郡、特別区 (テッサバーン)、市内の投資プロジェクト・事業の管理や、発生した問題の解決において関係機関と調整すること。
5. 投資ワンストップサービスの迅速、透明、公正、効果的な実施のために便宜供与を図ること。
6. 郡、特別区 (テッサバーン)、市内の各種投資活動を含む投資情報を収集すること。
7. 投資奨励事業に関連する職員の養成、育成、能力向上を図ること。
9. 投資奨励事業の総括と報告を定期的に上部組織に行うこと。

10. 法律の規定に従いその他の権利と義務を遂行すること。

第 100 条（新規） 商工機関の権利と義務

投資奨励事業管理において、商工機関は以下の権利と義務を、レベル別に有する。A) 商工省の権利と義務

1. 全国の企業の開発、奨励方針や政策の調査、政策の拡大において中心的役割をなすこと。
2. 企業の設立から解散もしくは倒産に至るまで企業法の規定に基づきあらゆる企業の管理を行うこと。
3. 法律に違反した企業に対する管理や措置を関係機関と協力して実施すること。
4. あらゆる事業の企業登録サービスを行うこと。
5. 非ネガティブリスト事業や外国企業の支店ではない企業登録申請を受理すること。
6. 本法 47 条に規定される事業の増加もしくは削減を除く企業登録証の内容の変更申請を受理すること。
7. 地方レベルの企業開発や奨励事業を推進指導すること。
8. 中央や公共に対して企業情報の収集、保全、提供を行うこと。
9. 事業の実施に対して理由の説明もしくは警告のために企業を招待すること。
10. 企業法の規定に従い自らが管轄する企業に対してビジネスの一時的停止もしくは永久的停止命令を出すこと。
11. 企業法の規定するプロセスに従い、自らが管轄する企業の登録抹消もしくは企業登録帳簿からの名称の削除を行うこと。
12. 地方の企業登録官による不正な企業登録に対し変更もしくは抹消を命令すること。
13. 政府に対して定期的に自らが管轄する投資奨励管理事業について総括、報告すること。
14. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

B. 県・都商工局の権利と義務

1. 企業開発奨励政策の実施の中心となること。
2. 企業の設立から解散もしくは倒産に至るまで企業法の規定に基づきあらゆる企業の管理を行うこと。
3. 法律に違反した企業に対する管理や措置を関係機関と協力して実施すること。
4. あらゆる事業の企業登録サービスを行うこと。
5. 非ネガティブリスト事業の企業登録申請を受理すること。
6. 企業登録証の内容の変更申請を受理すること。
7. 郡・特別区（テッサバーン）・市の企業開発や奨励事業を推進、指導すること。
8. 中央や公共に対して企業情報の収集、保全、提供を行うこと。
9. 事業の実施に対して理由の説明もしくは警告のため

に企業を招待すること。

10. 企業法の規定に従い自らが管轄する企業に対してビジネスの一時的停止もしくは永久的停止命令を出すこと。
11. 企業法の規定するプロセスに従い、自らが管轄する企業の登録抹消もしくは企業登録帳簿からの名称の削除を行うこと。
12. 地方の企業登録官による不正な企業登録に対し、変更、停止もしくは抹消を命令すること。
13. 上部機関に対して定期的に自らが管轄する投資奨励管理事業について総括、報告すること。
14. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

C. 郡、特別区（テッサバーン）、市の商工局の権利と義務

1. 企業開発奨励政策の実施の中心となること。
2. 企業の設立から解散もしくは倒産に至るまで企業法の規定に基づきあらゆる企業の管理を行うこと。
3. 法律に違反した企業に対する管理や措置を関係機関と協力して実施すること。
4. あらゆる事業の企業登録サービスを行うこと。
5. 非ネガティブリスト事業の企業登録申請を受理すること。
6. 企業登録証の内容の変更申請を受理すること。
7. 上部組織や公共に対して企業情報の収集、保全、提供を行うこと。
8. 事業の実施に対して理由の説明もしくは警告のために企業を招待すること。
9. 企業法の規定に従い自らが管轄する企業に対してビジネスの一時的停止もしくは永久的停止命令を出すこと。
10. 企業法の規定するプロセスに従い、自らが管轄する企業の登録抹消もしくは企業登録帳簿からの名称の削除を行うこと。
11. 管轄する企業登録官による不正な企業登録に対して変更、停止もしくは抹消を命令すること。
12. 上部機関に対して定期的に自らが管轄する投資奨励管理事業について総括、報告すること。
13. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

第 101 条（新規） 財務機関の権利と義務

投資奨励事業の管理において、財務機関は以下の権利と義務をレベル別に有する。A) 財務省の権利と義務

1. 投資奨励に関連する財務セクターの政策、戦略、法律の調査研究を行うこと。
2. 投資申請、契約延長、契約の内容の変更に対して調査し意見を述べること。
3. 投資奨励に関連する財務セクターの法律の普及、説明、監督を投資家や関係機関に行うこと。
4. 投資プロジェクトや事業の実施において、法律が規

定する関税、租税上の優遇の監督管理を含む推進、奨励、便宜供与を図ること。

5. 計画投資省、その他の省庁、地方政府と協力して、全国の投資プロジェクトや事業で生じる問題の解決に当たること。
6. 投資の目的を実施しないもしくは契約に基づき事業を実施しない、法律に定められる関税やその他の義務を果たさない投資プロジェクトもしくは事業の停止、変更もしくは取り消しを関係機関に対して申請すること。
7. 投資事業に関する職員の育成、養成、能力向上を行うこと。
8. ラオスの投資奨励に関連する財務事業に関する外国・地域・国際との関係および協力を行うこと。
9. 法律が規定する投資奨励優遇を実施すること。
10. 中央政府に対して定期的に投資奨励や管理事業を総括報告すること。
11. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

B) 県・首都財務局の権利と義務

1. 投資奨励に関連する財務セクターの政策、戦略、法律の実施、広報、説明を行うこと。
2. 投資申請、契約延長、契約の内容の変更に対して調査し意見を述べること。
3. 投資奨励に関連する財務セクターの法律の普及、説明、監督を投資家や関係機関に行うこと。
4. 投資プロジェクトや事業の実施において、法律が規定する関税、租税上の優遇の監督管理を含む推進、奨励、便宜供与を図ること。
5. 計画投資局、その他の局や機関と協力して、投資プロジェクトや事業で生じる問題の解決に当たること。
6. 投資の目的を実施しないもしくは契約に基づき事業を実施しない、法律に定められる関税やその他の義務を果たさない投資プロジェクトもしくは事業の停止、変更もしくは取り消しを関係機関に対して申請すること。
7. 投資事業に関する職員の育成、養成、能力向上を申請すること。
8. 上部機関からの委任によりラオスの投資奨励に関連する財務事業に関する外国・地域・国際社会との関係および協力を行うこと。
9. 法律が規定する投資奨励優遇を実施すること。
10. 上部機関に対して定期的に投資奨励や管理事業を総括報告すること。
11. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

C) 郡、特別区（テッサバーン）、市の財務事務所の権利と

義務

1. 投資奨励に関連する財務セクターの政策、戦略、法律の実施を行うこと。
2. 投資奨励事業に関して財務セクターの政策、法律の説明、普及を行うこと。
3. 投資プロジェクトや事業の実施において、法律が規定する関税、租税上の優遇の監督管理を含む推進、奨励、便宜供与を図ること。
4. 郡、特別区（テッサバーン）、市の関係機関と協力して、投資プロジェクトや事業で生じる問題の解決に当たること。
5. 投資の目的を実施しないもしくは契約に基づき事業を実施しない、法律に定められる関税やその他の義務を果たさない投資プロジェクトもしくは事業の停止、変更もしくは取り消しを関係機関に対して申請すること。
6. 投資事業に関する職員の育成、養成、能力向上を申請すること。
7. 法律が規定する投資奨励優遇を実施すること。
8. 上部機関に対して定期的に投資奨励や管理事業を総括報告すること。
9. その他法律が規定する権利と義務を遂行すること。

第 102 条（新規） その他の機関の権利と義務 農林、エネルギー鉱山、公共事業運輸、天然資源環境セクターやその他の関係機関は役割分担により以下の権利と義務を有する。

A) 省レベル

1. 自らのセクターにおける投資奨励に関する戦略、政策、法律の策定調査、広報、説明を行うこと。
2. 計画投資セクター、商工セクター、財務セクターと協力して、自らのセクターに関連する投資誘致計画を策定すること。
3. 迅速、透明、公平、効果的なワンストップサービスの実施において指導、便宜供与を与えること。
4. 自らの担当する範囲においてフォームの公開を含む法律、フォーム、措置、プロセス、技術の策定や改正において関係機関との協力で中心的役割をなすこと。また自らの管轄する範囲において統一的に実施すること。また、自らのセクターが認可した各事業の法律の厳守、投資契約の実施について監督すること。
5. 中央および地方レベルの関係機関と推進、奨励、協力し、全国の投資プロジェクトや事業で発生する紛争や各種問題の解決を含む投資管理、プロジェクトや事業の投資管理や評価を行うこと。
6. 法律の規定に従い自らのセクターに関連する投資の調査、意見を述べること。
7. 投資事業に関連するセクター内の職員の育成、養成、

能力向上を行うこと。

8. 投資事業に関して外国と関係、協力すること。
9. 定期的に政府に報告するために計画投資省に対して投資奨励管理に関する総括と報告を行うこと。
10. その他法律が定める権利と義務の遂行。

B) 県および郡レベル

1. 自らのセクターにおける投資奨励に関する戦略、政策、法律の広報、説明を行うこと。
2. 計画投資セクター、商工セクター、財務セクターと協力して、自らのセクターに関連する投資誘致計画を策定すること。
3. 迅速、透明、公平、効果的かつ法律に則したワンストップサービスの実施において便宜供与を与えること。
4. 地方で発生した紛争や各種問題の解決を含む投資管理およびプロジェクトや事業の実施評価において地方の関連セクターと協力すること。
5. 法律の規定に従い自らのセクターに関連する投資の調査、意見を述べること。
6. 投資事業に関連するセクター内の職員の育成、養成、能力向上を行うこと。
7. 上部機関の合意に応じて投資事業に関して外国と関係、協力すること。
8. 定期的に上部機関に報告するために計画投資セクターに対して投資奨励管理に関する総括と報告を行うこと。
9. その他法律が定める権利と義務の遂行。

第2章 投資奨励事業の監査

第103条(改正) 監査機関

投資奨励事業の監査機関は以下で構成される。

1. 内部監査機関、第98条で規定される投資奨励事業管理機関と同じ組織
 2. 外部監査機関、国民議会、地方県議会、政府監査機関、政府会計監査機関で法律に規定される役割に従う
- 投資奨励管理委員会が、本法律の規定に従い投資の監督や監査において中央および地方の関係機関との調整の中心的な役割をなす。

第104条 監査の内容

投資事業のあらゆる活動は、関係機関から以下のような管理および監督を受ける。

1. 投資契約の履行についての監査
2. 経済的・技術的可能性調査に規定される投資プロセスの履行についての監査
3. 国民、政府、投資家の財産を含む環境影響評価に基づく環境保全についての監査
4. 関係法律の履行についての監査

5. 労働者の安全基準履行についての監査
- 投資監査機関は、投資に関して法律違反を発見した際は、審査のために関係機関に対して解決措置を提示する権利を有する。

第105条(改正) 監査の形態

監査には以下の3形態がある。

1. 通常制度監査
2. 事前通知による監査
3. 抜き打ち監査

通常制度監査とは、年1回以上実施され定期的かつ定刻監査で、投資ワンストップサービス室が関係機関との調整の中心的役割をなす。

事前通知による監査とは、必要な場合に少なくとも24時間前までに監査対象者へ通知される計画外の監査ある。

抜き打ち監査とは、必要で緊急を要する場合、監査対象者へ事前通知無しに行われる監査である。監査には、書類監査および事業が行われる場所における実地監査が行われる。

第XII編 功労者への褒賞と違反者への罰則規定

第106条 功労者への褒賞

例えば、効果的な投資、社会経済開発への重要な投資、投資の呼び込みと推進等の本法の履行に貢献した個人、法人は法律に従い褒章やその他の優遇を受ける。

第107条 違反者への罰則

投資奨励に関する法律を違反した個人や法人は、法律に基づきその軽重により再教育、拘留、罰金、民事もしくは刑事訴訟による罰則が課せられる。

第XIII編 最終規定

第108条 実施

ラオス人民民主共和国政府が本法を実施する。

第109条(改正) 発効

本法はラオス人民民主共和国国家主席による国家主席令による公布と、官報掲載15日後から発効する。

本法は2009年7月8日付投資奨励法(No.02/NA)を置換する。旧法および以前政府との間で調印した契約により利益を受ける投資家、デベロッパー、企業は契約終了まで何の変更も与えられない。投資家、デベロッパー、企業で本法による投資奨励優遇を受けたい場合には、関係機関に対して120日以内に申請を行う権利を有する。その後関係機関は申請者に実施を返答する。

本法に矛盾する規定、条項は取り消される。

国民議会議長

(印・サイン) パニー・ヤートゥートー

ト

ウ
ー